

◎新潟県教育委員会告示第8号

新潟県市町村立学校臨時職員取扱規程（昭和50年12月新潟県教育委員会告示第9号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から実施する。

令和3年4月30日

新潟県教育委員会

教育長 稲 荷 善 之

次の表の改正後の欄中条、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、号及び号の細目（以下「移動後条等」という。）に対応する同表の改正前の欄中条、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、号及び号の細目（以下「移動条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、号及び号の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、号及び号の細目の表示、追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(給料及び諸手当)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア～カ (略)</p> <p><u>キ 特殊勤務手当</u></p>	<p>(給料及び諸手当)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア～カ (略)</p>
<p>(病気休暇)</p> <p>第11条の2 臨時職員は、次の各号の負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に、各号に掲げる期間中<u>有給</u>の休暇をとることができる。</p> <p>ただし、第2号及び第3号の適用については、採用期間が6月以上の者（更新等により通算の採用期間が6月以上となる者を含む。）に限るものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 結核性疾病（勤務時間規則第14条第2号に規定するものをいう。） 必要最小限度の時間又は期間</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げる以外の負傷又は疾病 1年において、10日の範囲内の時間又は期間</u></p> <p><u>(4) 療後休暇（勤務時間規則第14条第4号に規定するものをいう。） 1月の範囲内で1日について4時間以内</u></p>	<p>(病気休暇)</p> <p>第11条の2 臨時職員は、次の各号の負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に、各号に掲げる期間中<u>無給</u>の休暇をとることができる。</p> <p>ただし、第2号の適用については、採用期間が6月以上の者（更新等により通算の採用期間が6月以上となる者を含む。）に限るものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 前号に掲げる以外の負傷又は疾病 一の採用期間（更新等の期間を含む。）において、10日の範囲内の期間</u></p>
<p>(子の看護休暇)</p> <p>第11条の3 小学校就学前の子（配偶者の子を含む。）を養育する教員相当臨時職員以外の臨時職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話をを行うこと又は疾病の予防を図るために必要なものとしてその子に予防接種又は健康診断（いずれも法令により接種等が定められているものに限らず、任意のものを含む。）を受け</p>	<p>(子の看護休暇)</p> <p>第11条の3 小学校就学前の子（配偶者の子を含む。）を養育する教員相当臨時職員以外の臨時職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話をを行うこと又は疾病の予防を図るために必要なものとしてその子に予防接種又は健康診断を受けさせることをいう。）のため、勤務しないことが相当である場合に、次により<u>無給</u>の</p>

させることをいう。)のため、勤務しないことが相当である場合に、次により有給の休暇をとることができる。ただし、採用期間が6月以上(継続によって当初の採用期間から引き続いて6月以上となる場合を含む。)の者に限る。

(1)・(2) (略)

(介護休暇)

第11条の4 臨時職員は、介護休暇(勤務時間規則第16条に規定するものをいう。)を無給でとることができる。ただし、採用期間が6月以上(継続によって当初の採用期間から引き続いて6月以上となる場合を含む。)の者に限る。

要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間内において必要と認められる期間とし、時間を単位とする場合は、1日を通じて4時間以内で、原則として、始業の時刻から連続し又は終業の時刻まで連続した時間とする。

(介護時間)

第11条の5 臨時職員は、介護時間(勤務時間規則第16条の2に規定するものをいう。)を無給でとることができる。ただし、採用期間が6月以上(継続によって当初の採用期間から引き続いて6月以上となる場合を含む。)の者に限る。

要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する3年の期間内(介護休暇の取得可能期間と重複する期間を除く)において、1日につき2時間以内で、原則として、始業の時刻から連続し又は終業の時刻まで連続した時間とする。

なお、取得単位は勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分とする。

(特別休暇)

第12条 教員相当臨時職員は、正規教職員の例に準じ特別休暇(勤務時間規則第15条第1項第22号(リフレッシュ休暇)に規定するものを除く。)をとることができる。

2 教員相当臨時職員以外の臨時職員は、正規教職員の例に準じ、勤務時間規則第15条第1項第1号(公民権の行使)、第2号(証人等としての出頭)、第3号(骨髄等ドナー休暇)、第4号(ボランティア休暇)、第5号(結婚休暇)、第6号(産前産後休暇)、第7号(育児休暇)、第8号(妻の出産)、第9号(男性職員の育児参加)、第12号(父母、配偶者又は子の法要)、第14号(災害による現住居の滅失

休暇をとることができる。ただし、採用期間が6月以上(継続によって当初の採用期間から引き続いて6月以上となる場合を含む。)の者に限る。

(1)・(2) (略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

等)、第15号 (災害等による出勤困難)、第16号 (退勤途上危険回避)、第17号 (生理休暇)、第19号 (妊産婦の健康診断)、第20号 (妊娠中の通勤緩和)、第21号 (妊婦の妊娠障害) 及び第23号 (短期介護休暇) の特別休暇をとることができる。ただし、第5号については、連続する5日を超えない範囲内、第8号については、2日を超えない範囲内で必要と認められる期間とする。

3・4 (略)

(服務)

第14条 (略)

2 新たに採用された臨時職員は、校長の立ち合いのもとにおいて、職員の服務の宣誓に関する条例(昭和26年新潟県条例第20号)第2条に規定する宣誓書に署名し、当該宣誓書を校長を通じて所管の教育事務所に提出しなければならない。

19号 (妊娠中の通勤緩和)、第20号 (妊婦の妊娠障害) 及び第22号 (短期介護休暇) の特別休暇をとることができる。ただし、第3号、第6号、第7号、第17号、第20号及び第22号については無給とし、その期間中は、いかなる給与も支給しない。また、第5号については、連続する5日を超えない範囲内で必要と認められる期間とする。

3・4 (略)

(服務)

第14条 (略)

2 臨時職員は、校長の立ち合いのもとにおいて、職員の服務の宣誓に関する条例(昭和26年新潟県条例20号)第2条に規定する宣誓書に署名、押印し、当該宣誓書を校長を通じて所管の教育事務所に提出しなければならない。